

令和2年第8回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和2年8月20日(木) 開会：14時30分 閉会：16時05分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 4F 防災対策室

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行
委 員 松 田 福 美
委 員 松 田 敬 子
委 員 片 山 研 治
委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 久 行 竜 二
教 育 政 策 課 長 山 本 次 雄
生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
学 校 給 食 課 長 橋 野 博 一
中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 末 岡 和 広
熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 品 田 浩
鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 金 本 久 志

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
教育政策課主査 重 安 智 美

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第22号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
3	議案第24号 周南市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第25号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
5	議案第26号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について

7 委員会協議会

(1) 9月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

(2) 令和3年度成人式の開催時間等の変更について

(報告者：生涯学習課)

(3) 周南市立小・中学校空調設備の整備について

(報告者：教育政策課)

8 視察

(1) 周南市内の小学校1校(空調設備)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から、令和2年第8回教育委員会定例会を開催します。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田敬子委員さんと岡寺委員さんをお願いします。

2	報告第22号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第2、報告第22号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、各課から説明をお願いします。

まず、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、報告第22号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定によるものでございます。

議案書の3ページをお願いします。

学校教育課の所管事務に係る歳出予算の補正といたしまして、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の「新型コロナウイルス対策費（学習者用端末整備）」のICT環境整備等委託料及び庁用器具費として6千822万4千円の増額をするものでございます。

これは、国のGIGAスクール構想における整備の加速による全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、学校での急速なICT化に伴うタブレット端末の調整など、ICT環境整備への支援のため、GIGAスクールサポーターの配置に係る委託料として2千472万4千円を、緊急時等における家庭でのオンライン学習環境の整備として、Wi-Fi（ワイファイ）環境が整っていない家庭の児童生徒に対する貸出用のモバイルルーターや、学校からの遠隔学習に使用するウェブカメラの整備に係る備品購入費として、4千350万円を計上しております。

議案書の2ページをお願いいたします。

この事業の財源として、「教育費」「国庫補助金」「教育総務費補助金」において、公立学校情報機器整備費補助金3千227万3千円を、また、これと併せて、6月24日に第6回教育委員会定例会において、報告第19号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」でご報告いたしました、「新型コロナウイルス対策費（生活指導員等配置）」の財源として新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金700万円を活用することに伴う財源補正を行うものでございます。

次に、小学校費補助金の800万円、及び中学校費補助金の500万円の補正につきましては、5月19日に第5回教育委員会定例会において、報告第13号及び議案第20号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」でご報告し、また、ご審議いただきました、「新型コロナ

ウイルス対策費（家庭教育支援）」の財源として、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を、それぞれ800万円及び500万円活用することに伴い、財源補正を行うものでございます。

同様に、保健体育費補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（学校教育課）の300万円の補正につきましては、5月19日に第5回教育委員会定例会において、議案第20号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」でご審議いただきました、学校再開後に必要となります消毒液等の消耗品整備に係る財源として、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金300万円を活用することに伴い財源補正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

教育長

財源補正に関する説明はどうしますか。

教育部長

後ほど他の事業でも出てきますので、私の方から補足させていただければと思います。

教育長

最後にまとめて説明するということですね。

教育部長

そうです。図書館でも同様に財源補正がありますので、最後にご説明いたします。

教育長

続いて、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課所管分の補正予算について説明をいたします。

議案書3ページをお願いします。

「保健体育費」「学校給食費」における、説明欄の「新型コロナウイルス対策費（学校給食材料費）」の学校給食物資供給体制維持支援金1千95万4千円の増額補正です。

これは、令和2年4月から5月の臨時休業期間の学校給食の食材キャンセルに係る経費を市独自で支援するため、支援金として計上しています。

次に、説明欄の「補償金」57万7千円の増額補正です。

学校給食の安定的な供給を図る観点から、令和2年3月2日から夏休みまでの臨時休業期間の対応として、学校臨時休業対策費補助金を活用し、食材キャンセルにより、影響を受けた事業者への補償金を計上しています。

2ページをお願いいたします。

これに伴い、歳入におきまして、「教育費」「国庫補助金」の節、「保健体育費補助金」の学校臨時休業対策費補助金43万2千円と、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金1千万円をそれぞれ活用することとしております。

また、これと併せ、6月24日の第6回周南市教育委員会定例会で承認いただいた、「新型コロナウイルス感染症対策費（学校給食夏休み対応）」の財源として、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金4千300万円を活用して財源補正を行い、交付金活用額1千万円と4千300万円の合計、5千300万円を特定財源とし、一般財源の削減に努めております。

以上で説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館の補正予算についてご説明いたします。

議案書の2ページ、歳入でございます。

「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「社会教育費補助金」新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（中央図書館）の100万円でございますが、これは、国から交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金のうち、中央図書館事業分に係るものでございます。

次に、議案書3ページの歳出でございます。

「教育費」「社会教育費」「図書館費」新型コロナウイルス対策費（中央図書館）の財源補正であります。これは5月22日に市議会において議決された、一般会計補正予算第5号のうち、「新型コロナウイルス対策費」「中央図書館」の備品購入費155万円の財源として、先にご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金100万円を活用することに伴い、財源補正するものであります。

以上で図書館の説明を終わります。

教育長

学校教育課の財源補正について、「財源補正」という言葉の意味も含めて説明をお願いします。

教育部長

非常に分かりにくい予算書となっております。実は、新型コロナウイルス対策費ですが、国の事業として実施したもの以外に周南市独自の事業というものもかなり実施しており、市民生活の安定化、感染拡大防止対策に取り組んだところです。

この度、国から市に対しまして、金額にして15億3千203万3千円、約15億3千万円の交付金の内示があったところです。これは、今日まで周南市として取り組みを行った新型コロナウイルス対策経費に充ててよいということで国から内示があったものです。

先ほど説明をしている部分もありますが、市として取組を行った新型コロナウイルス対策経費としては、市単独事業として実施した、本来の夏季休業期間中の介助員・生活指導員の配置があります。夏休みを短縮して子ども達が通常より早く学校に出て来るということは、当初予算では見込んでおりませんでしたので、その期間に追加で雇用契約をする必要があることから、補正予算でその事業を追加いたしました。

その時には、今申しあげました約15億円の財源が確保できていませんでしたので、一般財源、つまり、市の税金や貯金を使って事業を行うこととしておりました。しかし、今回、時期は遅れてしまいましたが、後付けで国庫補助の内示が受けられたということで、一旦は市の税金や貯金で行おうと計画しておりましたが、国庫補助を入れることによって一般財源、つまり貯金等に一度戻すというかたちとしました。それが財源補正ということで、先ほど事業をご説明したところです。

では、具体的に申し上げます。議案書2ページをお願いいたします。

2ページの上から2段目のところに、「新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（学校教育課）」700万円の補正とあります。これは、国から新たに交付される金額700万円を充当しようというのですが、これに対応する歳出予算は記載されておられません。財源の補正、つまり、今まで一般財源という市の貯金や税金で賄おうとしていたものを国庫補助に替えるだけで、歳出の方は出ていません。

この700万円の内訳というのは、先ほど申しあげた予算化していた、夏季休業期間の短縮に伴い生活指導員や介助員92名を配置するという経費731万円のうち、臨時交付金を700万

円充てるといふものです。700万円を市の貯金から取り崩しておりましたが、貯金にまた戻すということなんです。

次の段の「新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（学校教育課）」800万円についてですが、春休みが終わって、通常なら4月8日から新年度が始まる場所ですが、5月24日まで臨時休校といたしました。就学援助を受ける児童生徒については、学校給食費相当分を市が支援することとしておりましたが、臨時休業となり、経済的な負担がかかっているということもありまして、この間の給食費相当分を支給こととし、今までは市の貯金で行おうと思っていたところを、就学援助の拡充分として小学校費800万円、中学校費500万円について、国庫補助金を充当するという内容のものです。

次の段の「社会教育費補助金」の100万円ですが、先ほど図書館長がご説明いたしましたとおり、中央図書館をはじめとした市内5館に本の除菌ボックスを設置するものです。市内6館のうち、1館には既に設置しておりますので、市内すべての図書館に除菌ボックスを設置する経費として155万円を計上していましたが、このうちの100万円を国からの補助に充当するものです。100万円は市の貯金に戻すという内容になります。

次に、同じく議案書2ページ「保健体育費補助金」の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（学校教育課）300万円についてです。これについても、学校の消毒用アルコールや非接触型の体温計等を新たに購入する経費として329万4千円を予算化し、市の貯金を原資として行う予定としていましたが、そのうちの300万円を国からの補助金に充当するというものです。

また、先ほど学校給食課が少し説明しましたが、学校休業期間中の食材費等を補償、あるいは、支援する経費のうち、1千万円を地方創生臨時交付金という国からの補助金を充当します。

もう一つは、夏季休業期間を短縮して授業を行う期間に関しまして、前半は弁当を提供し、8月17日からの学校再開にあたっては給食を提供しておりますが、従来の夏休み期間である7月21日から8月31日までの給食費は無償とすることといたしました。

無償化する経費は4千342万9千円でしたが、そのうちの4千300万円は、先ほど申し上げた地方創生臨時交付金を充当することとしたため、4千300万円を市の貯金に戻すことができることとなり、1千万円と4千300万円を合わせた5千300万円を振り替えるというかたちになっております。

非常に分かりにくい説明なのですが、後から国の補助金が付いてきたので、市の貯金に戻すための財源補正をしますという内容です。よろしく願いいたします。

教育長

例えるならば、皆さんのお子さんが大学生で一人暮らしをしており、少ない財布の中身だけで生活をしていただけれども、この度、特別に親から仕送りがあって助かった、という感じでしょうか。

この件について、何か質問がございますか。

片山委員

議案書3ページのところの「新型コロナウイルス対策費（学習者用端末整備）」の庁用器具費についてお尋ねします。先ほど説明をされた際に家庭への貸出用と聞いたのですが、何件分の貸し出しになるのでしょうか。

学校教育課長

庁用器具費は、モバイルルーターやウェブカメラに係る経費です。

モバイルルーターの貸出個数を算出するため、学校を通じて、Wi-fi（ワイファイ）環境の有

無について、無記名でのアンケート調査を各児童生徒の家庭に対して2回実施しましたが、その調査において、400件以上の未回答がありました。

そこで、8月17日から再度、詳細な記名式の調査を実施しており、全ての家庭の状況を把握して必要数を把握しようと考えているところであり、現在調査中でございます。

教育長

それでは予算化が間に合いませんので、国の規定で、就学援助を受けている家庭を対象として貸出個数を算出するようになっていきます。周南市での昨年度実績は1,944件です。

まずは、就学援助を受けている家庭を対象として貸出個数を算出し、詳細調査を行ってから不足分を追加するという段取りになっております。

松田福美委員

今年度の就学援助の件数は、昨年度に比べて多いのでしょうか。

学校教育課長

1,944件というのは、昨年度末時点の件数で、今年度の認定は7月から行っていますが、まだ昨年度の認定件数には至っておりません。

教育長

就学援助を受ける人数は、数年前までは全体の25%程度と見積っていたのですが、年々減少しており、現在では21%程になっています。昨年度実績では21%を切るくらいでしたので、予算としては余裕があります。

ただし、今年のコロナ禍において同じ率になるかどうかは分かりません。

松田福美委員

児童生徒の就学援助の実態はどうかと思い聞いてみました。

それと、ICT環境整備等委託料のGIGAスクールサポーターは具体的にはどのようなことをするのでしょうか。以前もお尋ねしたかもしれないのですが。

学校教育課長

国において、GIGAスクール構想の加速化による学びの保障ということで、本年度内に児童生徒一人に一台の端末の整備を行う等、急速な学校ICT化を進める本市の支援として、ICT技術者等の配置に係る事業設計がされています。

本市では、学校ICT環境整備の早期の実現のためにGIGAスクールサポーターを配置したいと考えており、その中でもICT技術者の配置が望ましいことから、専門の技術者を抱える業者への委託を考えているところです。

業務内容といたしましては、ICT環境整備の設計、工事や納品の対応、使用マニュアルの作成等がありますが、導入端末を校内ネットワーク等で利用できるように端末を設定するということが主な業務内容としてお願いしようと考えています。

松田福美委員

サポーターと聞くと、各学校に配置されるイメージを持ちますが、これは、市全体での配置と考えてよろしいのでしょうか。

学校教育課長

そのとおりでございます。

岡寺委員

モバイルルーターのことですが、個人ならば通常は月額で契約し、継続するたびにお金がかかりますが、どのような設定でどのように金額を算出するのでしょうか。一度契約したら後は無料

で使える、ということにはならないですね。

教育長

モバイルルーターは、通信費の取り扱いになりますね。

学校教育課長

今回、貸し出しを予定しておりますのは、モバイルルーターの機械です。貸し出されたモバイルルーターを使用するにあたっては、委員がおっしゃったように個人での契約が必要となりますが、それにつきましては、現在、家庭での対応をお願いしようと考えているところです。

ただし、オンライン通信費というのを就学援助費に組み込んで補助することを検討しています。この件については、後ほど、議案第25号でご説明いたします。

教育長

通信費については各家庭でお願いするということです。例えば兄弟がいる場合には1台の機械に対して1台のルーターを貸し出すことにしています。

家庭の中でインターネットを多く使用する状況になると、子ども達が使えなくなるのではないかと、様々な議論がありましたが、学びのために使用するという目的のもと、すべての子どもが家庭でこれを使用できるように、また、欠くことができない教具の一つとして扱ってもらえるように、しっかり周知していきたいと思えます。

松田敬子委員

議案書2ページで、8月17日から新学期が始まるのにあわせて学校業務支援員を増員するというお話でしたが、予定された人員を確保できたかどうか教えてください。

学校教育課長

学校業務支援員22人を23校に配置する予定としておりまして、学校からの推薦やハローワーク、ホームページ等を通じて、30人の応募者が集まりました。市教育委員会で面接を行い、22人を決定し、8月17日からそれぞれの学校で勤務しています。

教育長

学校業務支援員に関しましては、年度当初26人でスタートしました。そして今回、新たに22人を追加し、計48人が小・中学校で勤務しています。規模の大きい学校には2人、それ以外の学校には基本的に1校1人。学校の児童生徒数を見ながら、学校規模に応じて配置しています。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、報告第22号を承認します。

3	議案第24号 周南市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続いて日程第3、報告第24号「周南市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課

それでは、議案第24号「周南市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

議案書4ページから7ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定によるものでございます。

本規則では、周南市教育委員会会議の傍聴の手続や制限、傍聴人の守るべき事項等について規定しております。

このたびの改正の主なものは、現行の第1条では、会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名、年齢を定めることとしておりますが、周南市個人情報保護条例第8条第1項の「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ業務の内容と収集目的を明確にし、その所掌する事務に必要な範囲内で行わなければならない。」の規定に基づき、これまでの周南市教育委員会の傍聴の状況、及び、収集した情報の利用の状況等を踏まえまして、6ページから7ページにお示ししましたとおり、受付簿への記入を求めないとするものです。

以上で説明を終わります。

教育長

傍聴の手続きを踏めば、自由にこの会議を傍聴していただくことができます。時々、傍聴する方はおられますが、毎回ご案内はしているものの市民の方の傍聴は少ないのが現状です。もう少し関心を持っていただけるような会議にしたいと思っております。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

片山委員

「受付に申し出て」とありますが、これは口頭で名前等を伝えるということなのでしょうか。

教育政策課長

第5回教育委員会会議で報道機関の方が傍聴に来られた際には、名刺をいただいて会社名等を確認しましたが、規則を改正して自由に傍聴できるようにしたいと考えており、受付で傍聴の申出をされたら自由に入っていただけるようにと考えております。

教育長

教育委員会定例会の開催については毎回周知しているのですが、どのように行っているか説明をお願いします。

教育政策課長

ホームページと掲示板で開催についてご案内をしています。

教育長

事前に教育委員の皆さんに対して、開催日や開催場所、議案についてご案内しておりますが、それと同じ内容のものを掲示しているという理解でよろしいですね。

教育政策課長

ホームページへの掲載と掲示板での告示ということで、毎回周知をしています。

教育長

教育委員会会議が行われていることを知らない方もたくさんいらっしゃると思いますので、さらなる周知に努めていきたいと思っております。

片山委員

参考にお聞きします。この度は傍聴に関するのですが、私たち教育委員が毎回署名している会議録はホームページで公開されているのでしょうか。

教育政策課長

会議録につきましても、後日ホームページで公開しております。

岡寺委員

今、コロナウイルス感染症が広がっている状況で、部外者が入ろうとすると何かあった場合に備えて記録をされることがありますが、この状況でも氏名等の記録は取らないということでしょうか。

教育政策課長

今回のコロナ禍という状況の中で、各施設ではどのような方が集われたかを確認するため、名前や連絡先を記入していただく等しております。今回の規則改正とはまた別になりますので、そのような状況であればそれに対応したいと思っております。

教育長

その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第24号を決定します。

4	議案第25号 令和2年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

ここでお諮りします。

続く日程第4、議案第25号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」及び日程第5、議案第26号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、市長に申し出る案件でございます。議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。議案第25号及び議案第26号について、秘密会にて審議することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

※ 委員全員が挙手

それでは、議案第25号及び議案第26号の審議を秘密会とすることに決定いたします。

議会への上程が済みましたら、どのようなかたちで公開するのかについて説明をお願いします。

教育部長

会議録もそうですが、議員への議案発送を行った日をもって、定例会議案や会議録をホームページ等で公開することになります。

教育長

ホームページで公開する際には、「秘密会」に係る部分は削除されて、公の状態での審議したと

ということになりますか。

教育政策課長

ホームページに掲載する際には、秘密会部分も含めた全文を公開します。

【これより秘密会】

～秘密会：8月24日まで非公開。ホームページ掲載は9月となるため全部開示～

教育長

続いて日程第4、議案第25号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

では、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第25号「令和2年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書8ページから13ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算で1千1万8千円を、歳出予算で3千486万6千円を、それぞれ減額する補正及び2件の債務負担行為を追加することについて、法の規定に基づき、市長に意見を申し出るものでございます。

議案書10ページ以降の補正予算事項別明細書の右端の欄に所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきましては各課より順次、ご説明いたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る歳出予算の補正でございます。

11ページをお願いします。「教育費」「教育総務費」「事務局費」「特別職給与費等」の特別職給34万5千円の減額でございますが、これは、5月8日に周南市議会の議決をいただいた「周南市市長等の給料の支給額の特例に関する条例制定について」により、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間の、教育長の当該給料額の5%をカットするもので、10か月分の合計額です。

次に、「教育費」「小学校費」「小学校管理費」「小学校施設管理費」の設備機器保守委託料でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により今年度の水泳授業が中止となったことから、本年はプールろ過装置保守業務を実施しないため、委託料92万円を減額するものでございます。

12ページをお願いします。「教育費」「小学校費」「小学校建設費」の小学校改修事業費の1千万円の減額でございますが、これは、鹿野小学校・中学校で進めております「同一施設内小中一貫独立校」の取組について、4月の段階で保護者及び地域へ説明することを予定しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、その機会を持つことができませんでした。

当初、保護者・地域への説明の後に夏季休業期間を中心に改修工事を計画していたところですが、それが困難となりましたことから、鹿野小学校管理教室棟改修工事を来年度に延期することを決定し、減額するものでございます。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校管理費」「中学校施設管理費」の設備機器保守委託料でご

ございますが、これは小学校と同じく、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により水泳授業が中止となったことから、水泳の部活動がある富田中学校を除く、市内中学校のプールろ過装置保守業務を実施しないため、委託料45万2千円を減額するものでございます。

以上で、歳出予算についての説明を終わります。

次に、歳入予算でございます。

戻っていただき、議案書10ページをお願いいたします。

「市債」「教育債」「小学校債」の「小学校改修事業」の1千万円の減額でございますが、これは、歳出でご説明いたしました、鹿野小学校管理教室棟の改修工事費の財源として計上していたものでございます。

以上で、教育政策課所管事務に係る補正予算の説明を終わります。

教育長

続いて、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課

生涯学習課所管分についてご説明いたします。

議案書の12ページの下段をご覧ください。

「教育費」「社会教育費」「社会教育施設費」の「鶴いこいの里管理運営事業費」について、新型コロナウイルス感染症への対応として、プールの使用を中止したことに伴い支出不要となった手数料・委託料の合計148万6千円減額するものでございます。

続きまして、「青少年教育推進費」「青少年団体等活動助成事業費」につきましても、同じく新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、主催者がイベントの中止や縮小を決定したことにより支出が不要となりました予算を減額するものでございます。

次に歳入でございますが、10ページに戻りまして、「使用料及び手数料」「使用料」「教育使用料」「社会教育使用料」の「鶴いこいの里使用料」につきましては先ほどの歳出で申上げましたプールの使用を取りやめたことに伴い、歳入25万6千円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課

学校教育課からご説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「充実した学校生活サポート事業費」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、芸術劇場関係事業が一部中止されたことにより、40万9千円を減額するものでございます。

次に、「教育指導費」「学校文化体育関係経費」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、音楽祭等の各種行事の一部中止または中止により、70万9千8百円を減額するものでございます。

次に、「教育指導費」「学校ICT環境推進事業費」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、機器の供給が間に合わず納期が遅れたため、大型提示装置等の賃貸借期間が短縮されたことに伴い、2千300万円を減額するものでございます。

次に、「教育費」「小学校費」「小学校教育振興費」「小学校教材教具費等」として100万円の増額をするものでございます。

これは、毎年、東ソーグループ18社様から資金全額の提供を受け、夏休みに児童を対象に「夏休み子ども劇場」を開催しているところですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら「夏休み子ども劇場」を中止せざるをえない状況となったところです。

このため、東ソー株式会社様から「何か他のかたちで児童に有効に活用してもらいたい」とのご意向があったことから、双方で協議し、児童の体験活動の不足を補う情操教育に資する取組として、小学校の図書館に学校図書管理システムを導入し、児童が楽しく図書館を利用できる環境整備に生かすこととし、「子ども育成支援金」として100万円をご寄附いただいたところです。

この「子ども育成支援金」を活用し、学校図書管理システム未導入の小学校のうち、10校に対して整備を行うものでございます。

次に、「小学校教育振興費」「新型コロナウイルス対策費（小学校就学援助費）」として540万4千円を増額、「新型コロナウイルス対策費（特別支援教育就学奨励費）」として35万6千円を増額するものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業や学校再開時等において、子どもたちの学びを保障できるよう、家庭でのオンライン学習に係る通信費について、就学援助児童保護者や特別支援学級就学児童保護者に対し支援するものでございます。

12ページをお願いいたします。

先に説明いたしました小学校教育振興費と同様に、中学校教育振興費においても、家庭でのオンライン学習に係る通信費について、就学援助生徒保護者や特別支援学級就学生徒保護者に対し支援するものとして、新型コロナウイルス対策費（中学校就学援助費）について296万円を増額、新型コロナウイルス対策費（特別支援教育就学奨励費）について12万円を増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

教育長

最後に学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課

学校給食課所管分の補正予算について説明をいたします。

議案書13ページ、債務負担行為補正をお願いいたします。

栗屋学校給食センターおよび住吉学校給食センターの調理配送業務委託料に係る債務負担行為補正です。

現在、この2つの給食センターにつきましては、それぞれ、平成28年度から令和2年度までの5年間の調理配送業務を民間委託しているところですが、この委託契約が今年度末をもって満了するため、令和3年度以降の新たな契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

期間につきましては、どちらも、令和2年度から令和7年度までとしておりますが、このうち、令和2年度は契約準備行為期間とし、業務委託期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、契約金額は総額で、栗屋学校給食センター分が4億4千617万3千円、住吉学校給食センター分は3億6千93万7千円を限度額としており、今後につきましては、9月補正予算成立後、条件付き一般競争入札方式により、業者の選定をする予定としています。

業務委託期間は、令和3年度からの期間設定ですので、本年度末までの支出見込額はございません。

以上で説明を終わります。

教育長

債務負担行為について、どういうものか説明をお願いいたします。

教育部長

少し専門的な話になりますが、「会計年度独立の原則」と言いまして、その年の歳出はその年の歳入金で賄うという大原則が予算の中にはあります。しかし、この事業のように複数年の契約をする際には、契約としては5年間の契約を行いますが、内容としては翌年、翌々年と続いて5年分となりますので、「会計年度独立の原則」では解決できないこととなります。

こういう場合に、翌年度以降の債務を市側が負担することを約束するのでまとめて5年間の契約してください、というのが債務負担行為の理念になります。債務負担の行為を確実に履行します、市側が債務を承認します、という内容のものです。

今回のケースは、先ほど学校給食課長がご説明いただきましたが、来年からの支出ですが今年中に契約をしないと来年4月1日に給食を提供できる体制を整えられないということで、契約の期間としては5年間ですが、今年が契約の準備期間ということになり、6年間の債務負担行為というかたちで設定しますが、実際に債務を負担するのは5年分ということになります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

松田福美委員

今、説明のあった債務負担行為ですが、栗屋学校給食センターと住吉学校給食センターで金額が違うのはどうしてなのでしょう。

学校給食課長

実際のところ、各センターでは管轄している生徒数等が違い、センターで作る量が違ってきます。また、それによって雇用する職員の数や人件費が変わってきます。その辺りで差が出てきています。

片山委員

栗屋学校給食センターはどの学校を受け持っているのでしょうか。

教育部長

栗屋学校給食センターは榎浜地区にあり、競艇場の近くに位置しています。受け持ち校は、小学校が5校、中学校が3校です。小学校は、遠石小・久米小・榎浜小・鼓南小・桜木小の5校で、旧徳山市の東部が中心です。中学校も同様で、鼓南中・太華中・周陽中の3校です。

住吉地区は、同じく中央に近い地区を受け持っています。住吉学校給食センターは小学校2校、中学校2校を受け持っています。小学校の2校は、徳山小学校と今宿小学校、中学校の2校は、岐陽中学校と住吉中学校です。

今年度の調理の食数ですが、栗屋学校給食センターは2, 570食、住吉学校給食センターは2, 016食です。先ほど説明しました、契約金額に差が出るというのは、食数だけでなく、各センターにある設備の違いによって調理員等の配置も違ってくることがあります。

教育長

食数は、子ども達と教職員の数、センターの職員数の合計ですね。

片山委員

鹿野小・中学校一貫校に向けてのことについて、説明会が実施できなかったということですが、この状況だと、来年は計画どおりにいかないかもしれませんが、決定されていることでもありま

すので、来年に向けて周知していただき、来年度は実施できるように準備をしていただきたいと思います。

教育政策課長

このことにつきましては、新型コロナウイルスの関係で遅れてしまいましたが、今年度はしっかり周知し、来年度は工事等の環境整備を計画的に進めていきたいと考えております。

教育長

今年の1千万円の予算については、この度減額しましたが、来年度も1千万円の予算がつくということで理解しています。

松田敬子委員

私はオンライン授業に関しては全くの素人なのですが、市内にはオンライン学習が困難な家庭があるのではないかと考えています。そういう家庭については教育委員会で支援をして、オンラインでの学習が可能になると理解してもよろしいのでしょうか。

教育長

今のご意見ですが、経済的に困難という意味でしょうか。それとも電波が届きにくく通信が困難という意味でしょうか。

松田敬子委員

電波が届きにくくて困難という意味です。電波が届きにくい、または届いていない家庭が周南市内にもあるのではないかと思います。そのような家庭があるのかないのかを把握しているわけではないのですが、そういう場合でも子どものオンライン学習は教育委員会等の支援で100%可能になると考えてよろしいのでしょうか。

学校教育課長

周南市教育委員会としては、100%に向けて現在調整を進めているところです。

まず、オンライン授業を行うための機器として必要なものが2つあります。一つはタブレット端末です。これに関しましては、今後、児童生徒が1人1台持てるように、そしてそれを家庭に持ち帰って活用できるように整備を進めているところです。

もう一つはモバイルルーターという機器です。タブレット端末があったとしても、委員がおっしゃったようにWi-fi（ワイファイ）という、無線でタブレット端末に電波を飛ばす、つまり、タブレット端末に情報を無線で行き来させるための受信機が必要ですが、それがモバイルルーターという機器です。

それをWi-fi（ワイファイ）環境のない家庭に貸し出し、そして、その家庭で通信費の契約をして電波を受信できる環境にさせていただくことで、子どもが持ち帰ったタブレット端末で学校が送信した情報を受け取り、学校が配信する授業や教材等を自宅で受け取って学習できるように進めているところです。

教育長

もう一つは、遠隔地等で電波を受信できないということがあるのかどうかという趣旨のお尋ねですが、いかがでしょうか。

学校教育課長

情報の受信は、携帯電話・スマートフォン等の受信と全く同様のものとなりますので、通信会社によって、またはエリアによって、電波が入る・入らない等の差異があります。モバイルルーターを契約する携帯電話の会社は大体大手3社です。具体的にはドコモ、au、ソフトバンクですが、この通信網を活用しています。もしかしたら、市内で携帯電話等の電波が入らない・入りに

くいという地域があるかもしれませんが、おそらく大丈夫ではないかと思っております。

岡寺委員

ネット環境についてですが、私自身、地域の協議等でZOOM(ズーム)を使って会議をするのですが、大体はトラブルが発生してしまい、初回はトラブルにより「すみませんでした」という感じで終わります。これから全生徒に配布して実施していくプロセスはどのように計画されているのでしょうか。例えば試験的に導入するとか、どのように進めていかれるのか教えてください。

学校教育課長

まさしく、委員がおっしゃるとおりで、実は7月の小中学校の校長会において一つの事例を紹介し、各学校での実践をお願いした件があります。

現在体の調子があまり良くなって教室に入れず、毎日保健室で授業を受けている小学生がいるのですが、その学校では教室にタブレットを設置して先生と黒板が映るようにカメラを向けて、校内LANの配線を保健室まで繋ぎ、その子どもは保健室でタブレットを見ながら授業を受け、あるいはタブレットを使って教室で行われている授業に参加し、教室にいる先生からの質問に答えたりする等の遠隔的で双方向の授業を行っております。

こういったことを各学校でも実践してください、とお願ひし、徐々にこの取組が広がりつつあります。実は、昨日と今日に8月の校長会があり、この場で、タブレット端末を使ってオンライン学習が始まった時に慌てずにできるように、校内で試験的に実施することをお願いしました。

例えば、一つのクラスを教室と特別教室の2つに分けて児童生徒を入れて、特別教室にもWi-fi(ワイファイ)の受信機を持って行き、子ども達にタブレット端末を持たせて疑似的な双方向の授業をまずは校内で実施することで練習する。教員も子ども達も練習し、まずはやってみて慣れていきながら、できるようになっていくというのがベストだと思っています。もちろん、マニュアル等の作成も考えておりますが、やってみることも大事だと思っております。

教育長

学校教育課長が言うのは「習うより慣れよ」ということですね。

学校によっては、市内の小中学校同士でオンライン授業等をしているところもありますし、他県や外国の学校とオンラインで交流しているところもあります。そういう実績を重ねていき、校長会もオンラインで実施するなど、そういうことが日常的に行われるようになれば、そのことがひいては子ども達のオンライン授業に結び付いていく、そういう考えで進めております。

片山委員

小学校1～3年生くらいまでの低学年の子ども達に対しては、どのように進めていかれるのでしょうか。

学校教育課長

委員がおっしゃるように、例えば臨時休業という状況になった時に、タブレットを家に持ち帰らせるといっても、小学校低学年であれば大人がいなければ操作や接続等が難しいのではないかと思います。もちろん、その発達段階に応じた対応が必要になってくると思われまふし、できることからやっていくということが必要ではないかと思っております。

一律にどの学年も同じようにできるかという、それは経験が必要になってきますので、先ほどから少し触れていますが、まずはやってみることでと思います。例えば学校でタブレット端末を使った授業の中で操作してみて、それを持ち帰って、小学生であれば学校でしたのと全く同じ操作をして復習してみる、そういうところから活用を始めて、いきなりオンライン授業ということにはならないのではないかと思います。

教育長

私の孫は5歳ですが、スマートフォンをよく使っていますよ。ですので、小学校1年生でもタブレット端末を持ち帰って使えば、大人が考える以上にその操作のスキルの獲得は早いだろうと思っております。

ただ、いわゆるネット上の罠の問題ですが、犯罪に対することですか、この辺りのことはしっかりと発達段階に応じてポイントを押さえていかなければならないと思います。これには時間をかけて取り組んでいきたいと思います。

松田福美委員

教育政策課所管事務分の中学校管理費のプールのろ過装置について、減額するとのことですが、実際に使ってないけれど学校では動かしているということなのでしょうか。

教育政策課長

今年につきましては、ろ過装置自体は動かしません。プールの清掃もしないという状況です。

松田福美委員

1年間使用しませんので、来年度予算がかかるのではないかと心配です。実際には全く動いていない状況なのですね。

教育政策課長

委員がおっしゃるとおりで、教育委員会の中でも1年間動かさないことについて、どういったリスクがあるのかを検討いたしました。本年については動かさずに来年度かそうということになりました。

松田福美委員

衛生上の問題もあると思いますし、来年度に向けてよろしくをお願いします。

次に「小学校費」「教育振興費」について、東ソーグループから寄付をいただき、学校図書管理システムが整備されてたいへんありがたいと思います。10校への導入ということですが、未導入の学校が何校あって、その学校については今後予定があるのでしょうか。

学校教育課長

現在、未導入の学校は30校あります。そのうち、東ソーグループ様からの支援によって10校の学校に図書管理システムを導入します。残る20校に関しては、教育委員会の補正予算の中で導入しようと計画しているところです。

したがって、今年度中にすべての学校において、学校図書管理システムの導入を実現したいと考えております。

松田福美委員

一部への補助でもありがたいという状況ですが、やはり各学校が図書管理システムでつながるのが良いと思いますので、子ども達のためにその辺りを頑張ってくださいと思います。

それから、「教育指導費」の「音楽祭開催費交付金」ですが、今年度は0円で開催されないということですね。今年度の実績はないということになりますが、来年度も引き続き交付されるようお願いしたいと思います。

教育長

今回の中止は特別なケースですので、今年実施しなかったから来年度以降は交付しないということにはなりません。来年度の予算はきちんと確保していきます。

片山委員

学校ICTの件でお尋ねします。各家庭に貸し出すモバイルルーターですが、通信容量は何ギ

ガバイトを想定されていますか。

学校教育課長

契約を各家庭でお願いしようと思っておりますことから、何ギガバイトにするかは年間契約にする等、契約によって変わってくると思います。支払う料金によっても使用できるギガ数が決まってくると思います。

そうは申しましても、どうしたらよいか全く分からないご家庭もあろうかと思っておりますので、最も手ごろな価格で、1か月程度の通信に関しては十分賄えるくらいのギガ数のプランを紹介させていただこうと思っておりますが、判断は各家庭にお任せしようと思っております。

片山委員

おそらく、目的は学校の関係で使用するものだと思いますので、最低限度これだけあれば十分だという容量はお示しできると思うのですが、その後、私用で使う分は除くということですね。ある程度許容範囲があると参考になると思いますので、出せたらいいと思うのですが。

学校教育課長

一応お示しはさせていただきますと思っております。

教育長

その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第25号を決定します。

5	議案第26号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について
---	---

教育長

続いて日程第5、報告第26号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課

それでは、議案第26号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

議案書の14ページをお願いします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例は、学校教育法第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。

先ほど議案第25号で周南市一般会計補正予算要求について少し触れましたが、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業や学校再開時等において、子どもたちの学びを保障できるよう、家庭でのオンライン学習に係る支援について、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が一部改正され、補助対象費目に「オンライン学習通信費」が

追加されたことを受け、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の援助費目に「オンライン学習通信費」を追加することについて、所要の改正をするものです。

以上で、説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

教育長

それでは、議案第26号を決定します。

以上で秘密会として審議すべき議案は終了いたしました。

それでは、以上で、「令和2年第8回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 敬 子 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____